

ほか鉄道抵当法が全面的に準用される。

抵当権の目的となる軌道財団の組成範囲は下記のとおりである。

1 軌道線路、その他の軌道用地およびその上に存する工作物ならびにこれに属する機械器具。

2 工場、倉庫、厩舎、発電所、変電所、配電所、事務所、舎宅その他工事または運輸に要する建物およびその敷地ならびにこれに属する器具機械。

3 用水に関する工作物およびその敷地ならびにこれに属する器具機械。

4 軌道用通信・信号または送電に要する工作物およびその敷地ならびにこれに属する器具機械。

5 前4号にあげた工作物を所有または使用するため他人の不動産の上に存する地上権、登記した賃借権および前4号に掲げた土地のために存する地役権。

6 車両および馬匹ならびにこれに属する機械器具。

7 保線その他の修繕に要する材料および器具機械。——鉄道抵当法。(森島省吾)

きどうのうんてんぽあん 軌道の運転保安 一般に運転保安とは列車または電車の運転を安全に保つことで広範囲のものであるが、軌道運転規則の運転保安とは、地方鉄道運転規則にある閉そくと対応する語であって、保安区間を設けて保安方式を行うことを指し、軌道運転規則(昭和29・4・30運輸省令第22号)第3章第2節に定めるところである。鉄道の運転規則では単線・複線を問わず全線を通じて、2以上の列車を同時に運転する本線路は閉そく区間を設けて、閉そく方式を行うように定められているが、軌道では(1)複線運転を行う軌道または線区(2)単線区間における本線路で、全線を通じて2個以上の車両を運転しない軌道または線区(3)単線区間における本線路で全線を通じて最高速度毎時25km以下で、平均速度毎時16km以下の運転をする軌道または線区。以上の場合は保安区間を設けて保安方式を施行しなくてよい。したがって単線区間で2個以上の車両を運転し、前記速度以上の場合のみ保安区間を設けて保安方式を行うことになる。保安区間とは単線区間で1つの区間に両方から車両が同時に進入するときは、車両の衝突を生ずるおそれがあるので、これを防ぐために一方から進入した車両が全部その区間を出なければ、反対方向の車両を進入させないように定めた区間をいう。

保安方式には通票式と指導法の2種がある。通票式とは保安区間ごとに1個の通票を備え、その区間を運転する場合には当該保安区間の通票を携帯するか、またはこの通票を確認したのち続行票を掲出した車両でなければならぬ取扱方式をいう。通票式の特長は続行票を掲出することにより、同一方向に2個以上の車両をつづけて運転できることである。指導法とは通票式を施行している区間で事故のためにこれを行うことができないとき、または複線区間において事故または工事のため、一時単線運転を行うときに施行する方式で、通票式の通票にかわって指導者腕章を着けた指導者を、また続行票にかわって指導券を用いて行う取扱方式である。——続行運転。軌道運転規則。(高野唯治)

きどうのかんとくきかん 軌道の監督機関 軌道法(大正10・4法律第76号)および同法付属法令の規定するところにより、中央機構としては運輸大臣または運輸大臣建設大臣の共管で、地方機構としては陸運局長または都道府県知事が軌道の監督機関として、それぞれ監督行政事務をつかさどっている。

民営鉄道(地方鉄道および軌道)は国有鉄道とともに、陸上

交通機関の主要なものとして交通網を形成し、政治・経済・社会・文化のあらゆる面にわたって、きわめて重要な役割をにない、高度の公共性をもっているため、国は鉄道および軌道事業の健全な発達を図り、公共の利益の増進に寄与させるために監督を行っている。

国の軌道に対する監督作用は、軌道の特許をはじめとして、軌道の建設・運輸・運転・施設・車両など、あらゆる面にわたって広く監督を行っている。

監督機関別におもな監督行政事務を述べると、

1 運輸大臣および建設大臣共管権限のもの

(1) 軌道の敷設特許に関する事 (2) 軌道の買収・譲渡の許認可に関する事 (3) 軌道会社の合併の認可に関する事 (4) 軌道会社解散の認可に関する事 (5) 軌道の営業廃止および休止の許可に関する事 (6) 軌道事業もしくは運転管理の受託または委託の許可に関する事 (7) 軌道の建設およびその他の工事にかかわる許可または認可に関する事 (8) 軌道の用に供する車両の設計および設計変更の認可に関する事。

2 運輸大臣権限のもの

(1) 軌道の運賃および料金の制定・変更にかかわる認可に関する事 (2) 軌道の運転取扱例外許可に関する事。

3 陸運局長権限のもの

(1) 軌道の運賃臨時割引にかかわる認可に関する事 (2) 軌道の運輸に関する料金変更であって、軽微なものにかかわる認可に関する事。

4 都道府県知事権限のもの

(1) 軌道の運輸開始の認可に関する事 (2) 軌道の運転速度または運転度数の制定および変更にかかわる認可に関する事 (3) 軌道に関する工事であって、軽微なものにかかわる認可に関する事。

なお法制上軌道に準ずべきものとしては無軌条電車があり、軌道と同様に取扱われる(軌道法第31条軌道に準ずべきものを定める件、昭和22・12運輸省・内務省令第2号)。

軌道の監督機構が前述のように、中央にあっては運輸大臣・建設大臣、地方にあっては陸運局長または都道府県知事と複雑になっているのは、軌道が原則として道路に敷設されるという点から、軌道の工事は道路と密接な関係を有する理由によるものであって、道路行政を担当する建設大臣と運輸大臣とが共同所管するところとなっている。そして道路に直接的に関係のない運賃および会計などについては、運輸大臣または陸運局長単独の所管となっている。——軌道。無軌条電車。軌道法。(岡田 稔)

きどうのしゃりょう 軌道の車両 軌道業者が旅客・貨物運送事業のために使用する車両。軌道法による軌道の軌間には制限はなく1,067mm, 1,435mm, 1,375mm, 762mm等のものがある。

軌道は道路に敷設されるのが原則であってこれを併用軌道といい、その他のものを新設軌道という。軌道は道路・市街地と密接な関係があるので、動力には電気を使用するのが普通であるが、人力・馬力を使用してもさしつかえない。

車両の種類には機関車(蒸気・電気・内燃)、電車・客車・貨車等があり、このほか客・貨物送達に直接には関係のない雪かき車・散水車等がある。軌道に準ずるものの車両としての無軌条電車も軌道の車両とされている。

車両の大きさ・構造およびこれに備うべき機器・装置は、軌道建設規程(大正12・12・29内務・鉄道省令)に定められた事項(軌道定規、車両の装置、車輪、車種別に備うべき機器および